資料１

22.2.18 PT 会議資料

国の出先機関原則廃止PTでの合意事項

１．議論を深めるための共有認識

国出先機関原則廃止の目的

単に現象面としての「廃止」を実現するのではなく、国と地方の新しい関係を構築して住民（代表たる首長や議会）のガバナンスが効いた行政体制を構築し、より迅速・的確に住民ニーズに対応。

議論の進め方

○　本ＰＴにおいて国の出先機関事務を地道に洗い直して、国に残すべき事務は何か、単独の都道府県で受けきれない事務はどういう体制であれば受け入れられるか、その議論を深めていくことが必要。

○　事務を洗い直す過程で地方の裁量が発揮される余地が少ないと考えられる事務であっても、出先機関原則廃止の観点から地方移管に向けて検討していくことが必要。

○　財源は当然保障されるという観点に立って事務移管を議論。
（財源保障がないからと言って事務移管を躊躇するような議論はしない。）

○　現在政府等において新たな制度設計や見直しの議論が進められている事務については、その方向性に留意しながら当面現行制度を前提に協議。

地域主権戦略会議との関係

○　地域主権戦略会議等国の動きに歩調を合わせながら作業。

○　地域主権戦略会議は本年夏に出先機関原則廃止の基本的考え方等を盛り込んだ大綱を策定する予定。３月を目途に取りまとめる中間報告を地域主権戦略会議に提示し、政府の議論に主体的な働きかけ。

中間報告

○　検討対象とした出先機関に関する議論が一巡する３月を目途に廃止の方向性などを示した議論の大枠を取りまとめて中間報告。

２. 事務仕分けに対する基本的な考え方

① 国に残すべき事務はその性質上、国が真に担うべき事務に極限

・ 事務の「広域性」、「専門性」、「全国統一性」等は国に残す理由としない。

② 地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言

・ 中央省庁が挙げる移管拒否理由（広域性・専門性等）にしっかり反論する。
・ 広域連合等の活用も含め具体的な地方間連携策を提案する。

③ 地方の覚悟を示す具体的提言を実施

・ 出先機関廃止に向けて地方の意思を統一する。
・ 両論併記型、検討先送り型の提案は行わない。

３. 各出先機関の考え方

地方整備局（国道関係）

国に残すのは高規格幹線道路のみ、その他の国道は地方移管とする方向

※高規格幹線道路：高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路

○　整備中の区間についても地方移管を原則とし、広域連携方策や大規模災害時の対応等についてはさらに論点を具体化する方向で検討を進める。

地方農政局

国に残すべき事務は「災害関係に関する事務」など４事務に限定し、農林統計など１７事務は廃止・民営化、その他３０事務は地方移管とする。

○　その他、次の事務については、以下の方向で取りまとめる。

①　現金給付型事務
　農家又は団体に対する現金の直接給付事務は、地域及び農家の実情に精通した地方で行うことが効果的かつ効率的である。申請・交付は地方が担う仕組みとする。

②　団体に対する金融検査
　都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管する。ただし、金融検査事務は国の金融行政と密接な関連があるため引き続き国で行う。

③　生産調整事務
　生産調整に係る申請事務等については、現場の実態を把握している地方が実施する。

林野庁森林管理局

○　国有林野事業は多額の累積債務や多くの人員を抱えるとともに、地方にとっては民有林の整備促進という大きな課題がある。地方移管に当たってはそれらの状況を十分見極めた上で判断する必要がある。

○　自然環境の保全や森林空間の利用などを目的とする「森林と人との共生林」等に関する国有林野と民有林に関する事務は地方移管が可能である。

水産庁漁業調整事務所

外国漁船の指導・取締りに関する業務等については、ＥＥＺ（排他的経済水域）における指導・取締りなど国際問題に発展した場合の対応等の課題があるため国に残す。

○　その他の業務については広域連合などの連携体制で対応できないか、さらに掘り下げた検討を行う必要がある。

地方航空局

航空行政は原則として国に残す。ただし国管理空港２０港の整備管理について特定地方管理空港へ移す道筋は残しておく。

○　国管理空港は、駐車場などの管理運営方法等について地元の意向を踏まえ改善すべき点がある。

地方運輸局

ＪＲに対する許認可や外国船舶の監督などは引き続き国に残し、その他の地方運輸局の事務はすべて地方移管の方向で検討する。

地方環境事務所

原則として地方移管の方向で検討する。